

「第3期 近江八幡市教育大綱」の策定に係る
パブリックコメント実施要領

本市においては、令和4年4月に「第2期 近江八幡市教育大綱」を策定し、『「子ども」が輝き 「人」が学び合い ふるさとに愛着と誇りをもち 躍動する元気なまち近江八幡～元気と笑顔の合言葉「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」～』を基本理念として教育施策に取り組んできました。

本大綱の計画期間が令和7年度で終了することから、これまでの取組の成果と課題や教育現場を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、「第3期 近江八幡市教育大綱（素案）」を作成いたしました。

つきましては、市民の皆様より広くご意見やご提案をいただくため、下記の要領でパブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

1. 公表する資料

第3期 近江八幡市教育大綱（素案）

2. 資料の公表場所

- (1) 近江八幡市ホームページ
- (2) 市役所情報公開コーナー（近江八幡市役所本庁舎1階）
- (3) 総合支所情報公開コーナー（安土町総合支所1階）
- (4) 総合政策部企画課（近江八幡市役所本庁舎3階）
- (5) 教育委員会事務局教育総務課（近江八幡市役所南別館3階）
- (6) 各学区コミュニティセンター
- (7) 近江八幡図書館及び安土図書館

3. 意見の募集期間

令和7年1月5日(水)～令和7年2月10日(水) 午後5時00分 『必着』

4. 意見の提出方法及び提出先

- (1) 郵送 〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
近江八幡市 総合政策部 企画課
- (2) ファックス 0748-32-2695
- (3) 電子メール 010202@city.omihachiman.lg.jp
- (4) 市電子申請システム
(<https://ttzk.graffer.jp/city-omihachiman/smart-apply/apply-procedure-alias/kyoikutaikou>)

※上記「2. 資料の公表場所」((4)を除く)では提出いただけません。

※原稿の返却はいたしません。

5. 意見を提出できる方

- (1) 近江八幡市内に住所を有する方、通勤する方、通学する方
- (2) 近江八幡市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体

6. 留意事項

ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、次の事項を必ず明記してください。なお、個人情報について公表することはありません。

また、電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

- (1) 件名「第3期 近江八幡市教育大綱（素案）への意見」
- (2) 住所（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）、名前、電話番号、意見内容を明記ください。

（書式例）

近江八幡市 総合政策部 企画課 あて

件 名：「第3期 近江八幡市教育大綱（素案）への意見」

住 所：

（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）

名 前：

電話番号：

意 見：

（項目「〇〇について」、ページ番号・行数、意見内容、参考資料名等、どの部分に対するご意見なのか分かるように明記ください）

7. 意見に対する考え方の公表

- ・提出いただいたご意見については要旨を取りまとめ、市の考え方と併せて、市ホームページ、情報公開コーナー及び総合政策部企画課にて公表します。
- ・類似のご意見については、集約させていただくことがあります。
- ・匿名のものや本件と関係ないと思われるご意見に対しては、考え方を示せませんのでご了承ください。
- ・提出いただいたご意見に対して、個別の回答はできません。
- ・提出いただいたご意見の原稿は返却しません。
- ・提出いただいたご意見を参考にして修正のうえ、近江八幡市教育大綱として最終決定し、公表します。

8. 問い合わせ先

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

近江八幡市 総合政策部 企画課

電話：0748-36-5527 ファックス：0748-32-2695

E メール：010202@city.omiachiman.lg.jp